

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年4月12日
 京都府新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、5名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、21名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

陽性判明日：4月11日

府番号	在住地域等	年代	性別	発症日	現在の症状	検査日	判明している概要
10283	乙訓	20	女性	4月9日	咽頭痛	4月10日	学生
10284	乙訓	70	男性	無症状	無症状	4月10日	無職 他府県陽性者の接触者
10285	山城北	90以上	女性	4月10日	鼻汁	4月10日	府9886例目の接触者
10286	山城北	80	女性	4月8日	発熱、咳、鼻汁 ・鼻閉、全身倦怠感	4月10日	府9886例目の接触者
10287	南丹	50	女性	4月10日	発熱	4月10日	府陽性者の接触者

※これまでに3名の陽性者が判明している事業所で、新たに2名（府10285例目、10286例目）の陽性者が判明



2 退院及び入院勧告解除の状況

以下21名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

府番号	解除日
9900	4月9日
9901	4月9日
10036	4月9日
9579	4月10日
9581	4月10日
9590	4月10日
9660	4月10日
10054	4月10日
9575	4月11日
9663	4月11日
9698	4月11日
9699	4月11日
9717	4月11日
9723	4月11日
9724	4月11日
9726	4月11日
9847	4月11日
9848	4月11日
9880	4月11日
9896	4月11日
9946	4月11日

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時

報道に当たっては、個人情報保護の観点に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

療養者の状況（4月11日）

療養者数	うち重症者数※
666名	6名

※人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

PCR検査の状況（4月11日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
176件	81名	7.9%

本 件 に 関 す る 問 い 合 わ せ 先 0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 2 3

その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 0 7 5 - 4 1 4 - 5 4 8 7